

岩手県告示第587号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成25年8月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成25年7月22日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社浜名設備
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上堂三丁目10番31号
 - ウ 代表者の氏名 山口睦司
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第5784号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成25年7月19日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成25年7月22日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社プライム住建
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市高松二丁目6番39号
 - ウ 代表者の氏名 下館孝光
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第8822号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成25年7月19日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成25年7月17日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 エム・ケイ
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市大町二丁目1番18号
 - ウ 代表者の氏名 小林正樹
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第110084号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成25年7月16日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。